

2013年5月30日

【明石市公営企業管理者への要求書】

自治労明石市水道労働組合

2013人員の確保に関する要求書

地方自治の発展のため日夜ご奮闘されていること、また、東日本大震災の復興支援にあたりご尽力されていることに敬意を表します。

総選挙で発足した新政権は、2013年度予算において、地方公務員給与8,500億円削減を見込んだ地方交付税の削減を決めました。このことは、地方自治の本旨をないがしろにし、地方交付税の機能を否定するもので許しがたいものです。さらに、一括交付金制度を廃止し、各省庁ごとの交付金を復活させることは、これまですすめられてきた地方分権に逆行するものです。

この間、行政改革推進法に基づく「集中改革プラン」の推進により、地方自治体職員は大幅な人員削減が強行され、公的責任放棄というしかない自治体業務の外部委託化では、偽装請負などの問題をまねき、住民の安心・安全そして公共サービスの安定が脅かされています。

東日本大震災の復興にあたって、被災地でのマンパワーが圧倒的に不足していることは、予算も消化できずに復興に大きな支障となっています。応援職員を派遣するにも自治体も人員不足でままならない状況にあります。被災地での過酷な労働環境により職員の過労死や自死が発生しており、適切な人員配置やメンタル対策も必要となっています。

こうした人員不足を解消するため、多くの自治体で臨時・非常勤職員が増えており、総務省調査でも職員の3割を占める状況になっています。しかしながら、その雇用や処遇は不安定であり、恒常的な勤務実態に合わせた公平・公正な均等待遇をおこない、安全・安心の公共サービス提供に報いる「雇用の安定と労働条件の改善」を図ることが必要となっています。

ついては、住民に一番近い地方自治体の役割を重視し、育児、教育、医療など、すべての人が利用しやすい公共サービスを守るため、職員が健康で希望と誇りをもち働き続けられる職場を維持し、必要な人員を確保することを強く求めます。

播磨ブロック共闘会議として、先の「2013春闘要求書」で重点要求として提出していますが、来年度人員採用計画期に際し、再度「人員確保」にしぼって統一要求を提出しますので、6月5日（水）までに文書による回答を要求します。

記

1. 欠員及び定年退職者の正規職員による完全補充をおこない、少なくとも条例上の定数を充足すること。
2. 「行政改革」による人員削減を行わず、公共事業の増大、事務事業の増加・住民ニーズの多様化に対応できる適正な人員配置を行い、慢性的な時間外労働やサービス残業解消すること。
3. 自治体の公的責任を果たすために、「効率化」のみを目的とした福祉、医療、学校、環境職場での偽装請負など法違反に抵触する民間委託や指定管理者制度・地方独立行政法人制度の導入を行わず、必要な人員を正規職員で確保し、住民サービスの質の向上をはかること。
また、任期付短時間勤務職員の任用等については、労使協議・合意に基づき導入・実施すること。
4. 恒常的職務に従事する臨時、非常勤等の「脱法的」雇用実態を是正し、正規職員化すること。
正規職員化にいたる間、総務大臣の「通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保というパート労働法の趣旨も踏まえた対応がなされていることが重要」との国会答弁を踏まえ、正規職員と均等待遇を図ること。また、本人の希望にそった継続的・安定的雇用を確保すること。
5. 自治体業務に従事する公共サービス民間労働者の雇用の安定と賃金労働条件改善など公正労働確立に向け、公契約条例を制定すること。
6. 2013年度から年金支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることに伴う雇用制度については、希望者全員の任用を確保できる再任用制度を実施すること。また、国に遅れることなく、定年延長に向けた必要な労使協議を行うこと。
7. 「行政改革」による人員削減のもと、業務の研修や事務の習得を理由とする国、県など他団体への出向・派遣を行わないこと。また、国や県からの「天下り」人事も行わないこと。特に国への退職派遣については、明確なルールもなく職員に不利益が生じることなどから実施しないこと。実施せざるを得ない場合は不利益とならないよう労使協議の上、派遣協定を締結すること。
8. 東日本大震災に伴う復興支援のための長期派遣や、災害発生時の職員派遣については、本人同意を前提とし、職場に代替職員を配置すること。派遣にあたっては、旅費などの賃金労働条件を整備することや、派遣先でのメンタル対策を行うこと。
9. なお、当組合の独自要求については、別添のとおりです。

2013 単 組 独 自 要 求

1. 退職者については、正規職員で補充をすること。
2. 各課・係ごとに業務量に応じた人員を配置すること。必要な場合は、増員をすること。
3. 技能員の新規採用をすること。
4. 再任用職場を確保すること。

